

## 令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(単位:円)

月	1号			2・3号			
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	(上段＝標準時間 下段＝短時間)			
				4・5歳児	3歳児	1.2歳児	0歳児
4月	56,115	73,615		66,180	83,260	134,210	219,980
				59,800	76,880	127,830	
5月	56,415	73,915		65,990	83,070	134,020	219,790
				59,610	76,690	127,640	
6月	56,115	73,615	126,515	66,120	83,200	134,150	219,920
				59,740	76,820	127,770	
7月	53,215	70,715	123,615	63,080	80,160	133,960	219,730
				56,700	73,780	127,580	
8月	53,485	70,985	123,885	62,930	80,010	133,810	219,580
				56,550	73,630	127,430	
9月	53,025	70,525	123,425	62,930	80,010	133,810	219,580
				56,550	73,630	127,430	
10月	53,025	70,525	123,425	62,820	79,900	133,700	219,470
				56,440	73,520	127,320	
11月	52,845	70,345	123,245	62,820	79,900	133,700	219,470
				56,440	73,520	127,320	
12月	52,735	70,235	123,135	62,710	79,790	133,590	219,360
				56,330	73,410	127,210	
1月	52,575	70,075	122,975	62,820	79,900	133,700	219,470
				56,440	73,520	127,320	
2月	51,135	68,635	121,535	62,870	79,950	133,750	219,520
				56,490	73,570	127,370	213,140
3月	57,315	74,815	127,715	69,090	86,170	139,970	225,740
				62,710	79,790	133,590	219,360

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。
- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび令和5年度の実績を報告するものです。